

さいたま市 福祉のまちづくり 推進指針



さいたま市

○目次

1 さいたま市の「福祉のまちづくり」

- (1) 福祉のまちづくりの歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 条例の目的・構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 推進指針の趣旨

- (1) 条例における位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 推進指針のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 推進指針に定める内容

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向・・・・・・・・・・ 5
- (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための
具体的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための
重要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ア 重要事項の考え方について
 - イ モデル地区における福祉のまちづくりの進め方

○参考

- 資料1 福祉のまちづくりの総合的・計画的な推進施策の展開例・・・・・・・・ 9
- 資料2 「上位計画・関連計画」及び「協議会・専門部会」・・・・・・・・ 11

1 さいたま市の「福祉のまちづくり」

(1) 福祉のまちづくりの歩み

さいたま市では、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢社会への対応や障害者の社会参加の促進等を目指し、福祉のまちづくりを推進するため、平成14年3月に「さいたま市福祉のまちづくり整備基準マニュアル」を策定し、この整備基準の適用を図ってきました。

これまで本市を含め、埼玉県内の市町村においては、平成8年から施行されている、埼玉県福祉のまちづくり条例により福祉のまちづくりを進めてきましたが、平成15年4月1日に全国13番目の政令指定都市の移行に伴い、市民福祉のより一層の充実を目指すために、平成16年4月に「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」（以下、「条例」という。）を、平成17年1月「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則」を制定しました。さらに、市はもとより、事業者及び設計者等に整備基準の適用を拡げるため、平成17年3月に「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり整備基準マニュアル」を策定しました。また、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本指針として平成18年3月に「さいたま市福祉のまちづくり推進指針」（以下、「推進指針」という。）を策定しました。

平成18年12月以降、国において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）の制定、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）の批准や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の制定など、福祉のまちづくりの関連法制度について大きく整備されました。

本市においても、平成23年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の制定、平成24年4月に「さいたま市誰もが安心して長生きできるまちづくり条例」の制定や平成26年3月に「さいたま市バリアフリー基本構想」を策定するなど取り組んでまいりました。

本市は、平成26年3月に高齢化率が21%を超えて、超高齢化社会に突入したことを踏まえ、高齢期を迎えても安心して生活できる地域社会の実現が求められているほか、「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」において示されるように、障害者の社会参加を援助・促進することも必要とされています。

また、平成30年12月の「ユニバーサル社会実現推進法」の公布・施行などを契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策充実など、ソフト対策を強化することが必要となっています。

こうした動向を踏まえ、本市ではだれもが心豊かに暮らすことのできるよう、ソフト・ハードの両面のバリアフリー化を推進するとともに、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応した福祉のまちづくりを進めてまいります。

(2) 条例の目的・構成

条例では、第1条において福祉のまちづくりを「高齢者、障害者等をはじめすべての市民が人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の活動に参加するための障壁の除去を行う」ことと定義しています。

また、その対象については、第2条の用語の定義により、「高齢者、障害者、児童、乳幼児、妊産婦等で日常生活又は社会生活において行動の制限を受ける人をはじめ、すべての市民」と規定し、ユニバーサルデザインの考え方を本旨に盛り込んでいます。

なお、条例の構成については、以下のとおりです。

< 条例の構成 >

第1章 総則	条例の目的及び用語を定義し、市の責務・事業者の責務・市民の責務を定め、市、事業者及び市民は、相互に協力及び連携し、一体となって福祉のまちづくりの推進に努めることとしている。
第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策	第7条で「指針の策定」を位置づけ、第8条「教育の充実及び学習の支援」、第9条「広報及び情報提供」、第10条「防災上の配慮」をうたい、必要な財政上の措置と表彰制度の実施についても規定している。
第3章 生活関連施設の整備	
第1節 生活関連施設の整備基準の遵守等	生活関連施設の整備基準の遵守、改善、維持保全等に加えて適合証の交付、また、特定生活関連施設の新築等における届出・勧告制度等を位置づけている。
第2節 特定生活関連施設の新築等の届出等	整備の内容については、「バリアフリー法」及び「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」との整合性に配慮して設定している。
第4章 旅客車両、公共工作物及び住宅の整備	本条例独自の規定として、旅客車両、公共工作物及び住宅の整備を位置づけている。
第5章 福祉のまちづくり推進協議会	市長の諮問に応じて、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するための推進協議会の設置を定めている。
第6章 補則	

2 推進指針の趣旨

(1) 条例における位置づけ

推進指針は、条例第7条第1項において、「福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの」と位置づけられています。

(指針の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進指針を策定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、さいたま市福祉のまちづくり推進協議会に諮るものとする。

(2) 推進指針のねらい

推進指針は、本市において、これまでに展開されてきた福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に体系づけ、市、事業者及び市民が主体的に取り組むための指標とすべく策定しました。

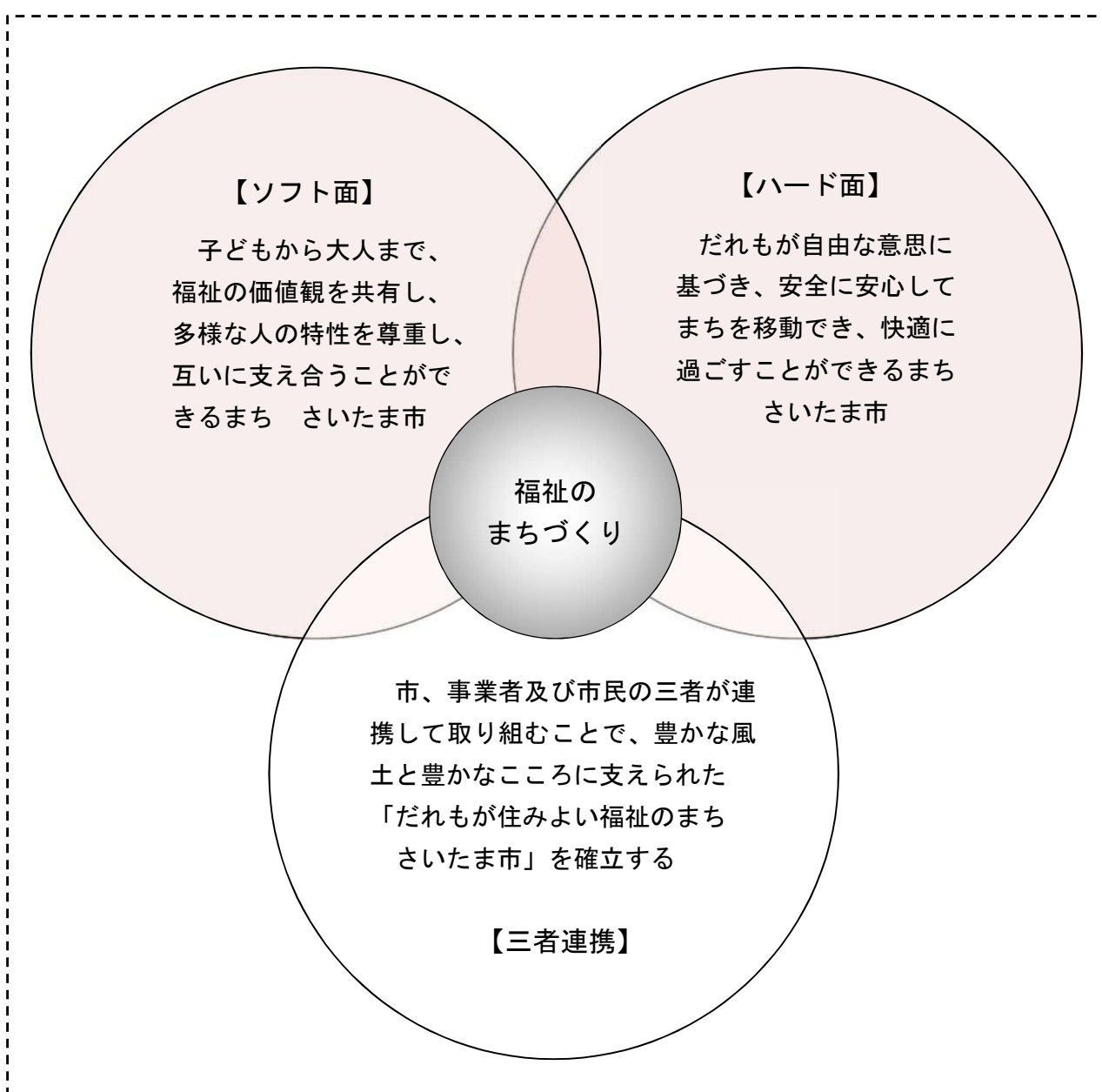
そこで、これまでのハード整備に併せて、心のバリアの除去を推進するため、ソフト面の充実にも力点を置き、また、施設整備の考え方も点から面へと視野を広げ、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備が実現するよう目指していきます。

3 推進指針に定める内容

(1) 福祉のまちづくりに関する目標

福祉のまちづくりに関する目標は、条例の目的である「市、事業者及び市民が相互に協力してだれもが心豊かに暮らすことのできる都市の実現」であり、上位計画である「さいたま市総合振興計画」に掲げられる「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備」を推進することです。

これらの目標を達成するためにソフト・ハードの面から大きく2つに大別するとともに、市、事業者及び市民の三者の連携・協力についても整理しました。



(2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向

福祉のまちづくりに関する施策について、市、事業者及び市民が一体となって推進するため、次の3点を施策の方向として示します。

- ① 市民参加の促進 ～市民が主体的に行動し、助け合う社会の実現～
- ② 施設整備の促進 ～移動等円滑化のネットワークの整備～
- ③ 広報・PRの展開 ～「だれもが住みよい福祉のまちづくり」の理念の定着～

(3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針

施策の方向	具体的方針
① 市民参加の促進 ～市民が主体的に行動し、助け合う社会の実現～	<ul style="list-style-type: none">■ 関係機関と連携した学び合いの場を拡大することで、福祉のまちづくりに対する理解を深め、高齢者や障害者等も含めたすべての市民の地域参画を促進する。■ 福祉のまちづくりに関する情報提供に努めることで、より多くの市民参加を促す。■ 市民の自主的な活動に対し、市や事業者が多様な局面で支援する。■ 道路や公共施設等の整備に関する市民ニーズの把握に努める。
② 施設整備の促進 ～移動等円滑化のネットワークの整備～	<ul style="list-style-type: none">■ 条例で定められた整備基準等に則り、だれもが住みよい福祉のまちづくりを推進する。■ 事業者に対し、整備基準及び届出勧告制度の周知・徹底を図る。■ 関係機関等と連携・協力しながら、バリアフリー基本構想に掲げた事業を着実に実行する。
③ 広報・PRの展開 ～「だれもが住みよい福祉のまちづくり」の理念の定着～	<ul style="list-style-type: none">■ 啓発物やホームページで普及活動を継続的に実施する。■ ICTを活用した様々なメディアによる情報発信を実施する。■ 民間施設や事業所への働きかけを強化する。

(4) 福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

ア 重要事項の考え方について

福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項として、「福祉のまちづくりに関する施策のあり方」を整理します。

施策のあり方については、特定課題に集中的に施策展開する（モデル事業型）か、ある一定の地区を設定して、ハードとソフトが一体となった総合的な福祉のまちづくり活動を施策展開する（モデル地区型）などの方法が考えられます。

なお、特定課題に集中的に施策展開するモデル事業に係る事項として、「市、事業者及び市民が特に力を入れるべき取組」について、施策の展開例を「福祉のまちづくりに関する施策の方向」に沿って整理しました。（資料1参照）

イ モデル地区における福祉のまちづくりの進め方

(ア) モデル地区が目指すもの

●福祉のまちづくりの目標の浸透

福祉のまちづくりの目標を具体化するためには、目標をまちづくりの隅々にまで波及させる必要があります。特に、個別事業の現場まで目標を明確に浸透させることが重要です。

そこで、一定地区（モデル地区）内における具体的なまちづくり事業（面的整備や、道路・鉄道等の移動のネットワーク整備、個別施設の整備やその管理運営、人と人との支え合いのあり方等）に福祉のまちづくりの目標を浸透させ、総合的な福祉のまちづくり事業として捉え直すことにより、「だれもが住みよい福祉のまちづくり」の実現を目指したモデル地区事業として位置づけます。

●福祉のまちづくりでまちの個性づくり

モデル地区では、推進指針に対応して、その時点における福祉のまちづくりの課題に立脚した上で、社会の関心事等も加味しながら、一步先を見た展開を行います。

さらに、ハードとソフトの一体的・総合的な展開に加え、その地域の歴史や文化も踏まえながら、「福祉のまちづくりでまちの個性づくり」を実践します。

(イ) モデル地区の実施内容

モデル地区において実施する事業展開については、3(2)福祉のまちづくりに関する施策の方向に沿って、進めていきます。

<施策の方向>

- ①市民参加の促進
- ②施設整備の促進
- ③広報・PRの展開

<モデル地区の実施内容>

- 一定地区内における重点的な普及・啓発の展開により、人と人が交流する機会をつくり、福祉の価値観を共有する。
- 市民参加により、より効果的な施設整備、移動等円滑化ネットワーク整備を推進する。



●市、事業者及び市民が相互に協力・連携して福祉のまちづくりを推進

●福祉の価値観を共有するためのソフト展開

福祉の価値観を共有するためには、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識することが重要です。高齢者、障害者等から直接話を聞き、支援の方法や技術、必要な配慮等を学ぶ機会を設けます。

具体的には、地区内の学校と協力した福祉教育の展開、地区の現状調査やマップづくり活動、イベントと連携した福祉のまちづくりのPR等が想定されます。

●施設整備等における市民参加

施設整備において、条例の整備基準やバリアフリー法等の施設整備基準に沿って設計したとしても、個別施設の状況を踏まえて高齢者、障害者等のニーズを改めて反映することは重要です。計画段階や中間段階で意見を聴くことで、より使いやすいものにすることが可能です。

そこで、モデル地区においては、市や事業者による施設整備、及び整備後の施設管理について、事業担当課と連携して意見調整及び検証を行い、よりよい事業にしていくこととします。

●総合的な福祉のまちづくり推進体制の構築

総合的な福祉のまちづくり推進体制の構築を実現させるため、三者の連携によって福祉のまちづくりを推進します。

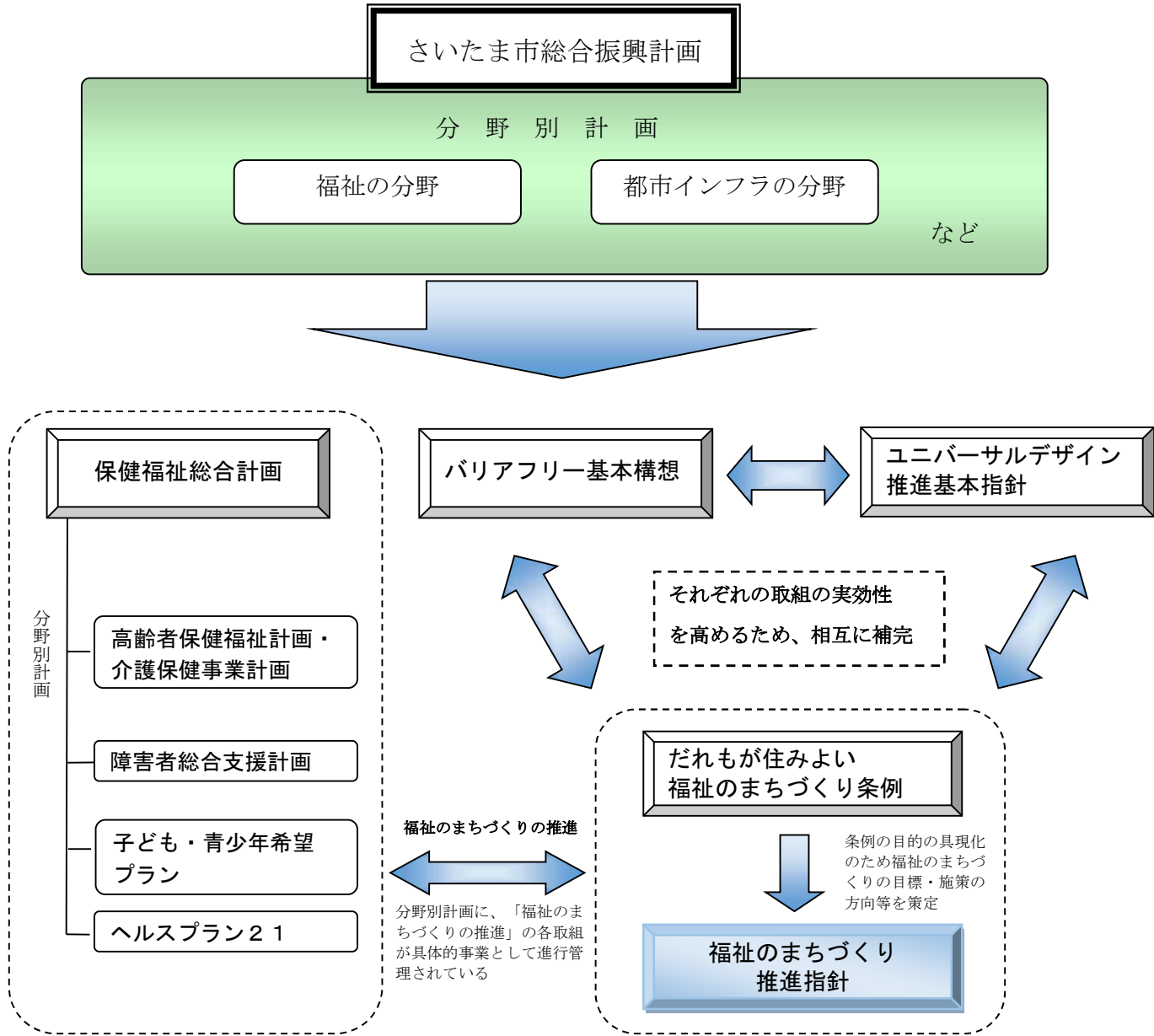
モデル地区の成果を将来の福祉のまちづくりに活かしていくため、本市は事業終了後も、三者の連携によるネットワークを継承し、また、庁内においても関係部門が具体的な実践に即した連携を図ることにより、総合的な福祉のまちづくり推進体制の構築に努めていくための仕組みを整えていきます。

(ウ) モデル地区選定の考え方

ハードとソフトの一体的・総合的な展開を進めるため、「さいたま市バリアフリー基本構想」で位置づけられた、重点整備地区及び推進地区を優先的にモデル地区として選定し、取り組むものとしします。

<p>① 市民参加の促進</p>	<p>☆市民の生きがいづくりとして、活動の舞台をつくる 福祉のまちづくり講座や、気軽にボランティアをはじめられる機会等、第一歩となる場を提供する。 展開例・駅ボランティア等のちょっとしたボランティア活動の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のまちづくり」講座等の実施を通し、既存活動団体との交流を促して、活動機会を広げる。 ・市民の有する経験と知識とパワーを活かして、福祉事業に参画し、福祉のまちづくりに貢献できる制度をつくる。 ・団塊ジュニア世代に向けて地域活動への参加を呼びかける。 <p>☆地域単位での小さな取組みをコーディネートする機能をつくる 町内会・自治会・学校等の地域の既存組織や福祉のまちづくり活動団体等の取組をコーディネートする機能を育成・強化する。 展開例・地区社会福祉協議会や、バリアフリー基本構想重点整備地区、モデル地区等の場を通してコーディネートを実践する。</p> <p>☆高齢者、障害者等を含む人と人との交流をスムーズにする仕掛けをつくる 日常生活の中で、高齢者、障害者等を含む人と人が交流する機会を増やす。 交流にあたって必要な配慮について情報を提供する。 展開例・地域活動の場に、高齢者、障害者等が参加しやすい環境をつくる等の働きかけを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り障害のある子もない子どもともに学べる機会を増やすよう努める。 <p>☆福祉のまちづくりを学校教育の中で学び考える機会をつくる 学校教育の中で、福祉のまちづくりに取り組んでもらえるよう、社会福祉協議会等とも連携して、地域ぐるみで支援する。 展開例・子どもたちが楽しみながら学べる福祉教材を開発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の取組事例を集め、互いの経験を共有し、カリキュラムをブラッシュアップできるようにする。 ・福祉のまちづくりに関する感想文やアピール文、ポスター等のコンテストを行う。 <p>☆福祉のまちづくり活動のリーダーを育成する 専門的な講座やシンポジウム等を開催し、福祉のまちづくりを推進する指導者・専門家や地域活動に携わるリーダーを育成する。 展開例・関係団体や大学等、各種関係機関等が福祉のまちづくりを推進する情報拠点としての役割を担っていくよう、大学等の教育機関との一層の連携強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存活動団体同士の交流機会をつくり、現場で学び合い、育て合う場をつくる。 <p>☆地域福祉活動の実践による防災上の配慮 災害時も見据え、高齢者や障害者等を地域ごとに「安否確認のための声かけ」、「見守り活動」等を行うための基盤づくりを行い、地域ぐるみのネットワークシステムや支援活動を形成する。</p> <p>☆福祉のまちづくりに取り組む市民・事業者・さいたま市の対話・交流の機会をつくる 福祉のまちづくりに関わる様々な団体を巻き込んでイベント・交流会等を実施する。 展開例・まちづくりに関するイベント等の場で活躍する活動団体や事業者等の情報を収集し、福祉のまちづくりへの協力・連携を呼びかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の福祉のまちづくりホームページで情報発信・情報収集を行う。 <p>☆様々な市民参加の機会、福祉のまちづくりを取上げてもえらえるよう働きかける 様々な市民活動団体との交流の場で、福祉のまちづくりの視点を取上げてもらえるよう働きかけを行う。</p>
----------------------	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">② 施設 整備 の 促進</p>	<p>☆公共施設のバリアフリー化推進 公共建築物・道路・公園等について、「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を進め、特に防災拠点や投票所等、生活に身近な公共施設となる教育施設等のバリアフリー化を進めていく。 公共施設の総合的・計画的なバリアフリー化を推進するため、整備水準及び整備状況の把握に努める。 展開例・新セントラルパーク整備等におけるだれもが利用しやすい公園の実現。</p> <p>☆設計者等へのPR 設計者や事業者等に対してもバリアフリー整備への理解・啓発を促す。また、整備された施設の工夫例を集め、これから整備する事業者の参考になるようPRする。 展開例・設計者を対象とした「福祉のまちづくり講習会」等の実施。 ・よく整備された事例を募って「福祉のまちづくりコンクール」等を実施し、入賞事例をPRする。</p> <p>☆高齢者、障害者等の参加 施設を新設する際には、(特に公的施設の場合) 推進協議会を活用する等して、高齢者、障害者等との意見を聴いていく。</p> <p>☆計画的なバリアフリーの推進 バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー化を推進する。 展開例・バリアフリー重点整備地区6地区におけるハード整備とソフト方策の実施。</p> <p>☆移動経路の安全確保 バリアフリー基本構想において、バリアフリー経路に指定された経路を中心に、移動経路の安全確保のためのはたらきかけを実施する。 展開例・視覚障害者誘導用ブロック上の放置自転車対策の重点PR。</p> <p>☆だれもが安全に安心して移動できる歩行空間の整備 だれもが安全に安心して移動できる歩行空間の整備により、快適な交通ネットワークを形成する。 展開例・さいたま新都心から氷川参道へと続く連続した歩行空間等の確保。</p> <p>☆だれもが移動しやすい交通ネットワークの形成 ノンステップバスの導入等により、移動しやすい交通ネットワークを形成する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">③ 広報 ・ PR の 展開</p>	<p>☆市民モラル向上の福祉のまちづくりのPR 放置自転車対策や車両の優先席、障害者等用駐車場等の適正な利用の推進等、市民のモラル向上のためにPRを徹底する。 展開例・「放置自転車を1日だけなくす日」の実施 ・強化月間の実施 ・車両の優先席、障害者等用駐車場の適正な利用を推進させるためのPRの実施</p> <p>☆整備されたハードを活かすための福祉のまちづくりのPR 駅や公共的施設に整備されたエレベーターやみんなのトイレ等、整備されたハードを活かすために、整備の目的や使用方法をPRする。</p> <p>☆ICTを活用した福祉のまちづくりのPR 市ホームページやSNS等様々な情報媒体を使って、福祉のまちづくりのPRを行う。</p> <p>☆既存メディアを活用した福祉のまちづくりのPR 市報や社会福祉協議会広報誌、町内会や自治会、PTA等の会報等、既存の広報メディアを使って、福祉のまちづくりのPRを行う。 展開例・市報を活用して定期的に福祉のまちづくりの特集を組む。 ・社会福祉協議会の広報誌「ほけっと」等を活用して福祉のまちづくりをPRする。 ・日常的なパトロール活動等と合わせて見守り・声かけを実施。</p> <p>☆既存地域組織と連携した福祉のまちづくりの展開 自治会・町内会・子ども会等、地域に古くからあるコミュニティを活用して、福祉のまちづくりのPRや担い手の募集を行う。</p>



協議会・専門部会

会議名	内容
さいたま市福祉のまちづくり推進協議会	関係団体や事業者、市民等の代表により構成される「さいたま市福祉のまちづくり推進協議会」を開催し、福祉のまちづくりに関する施策等について協議する。
さいたま市福祉のまちづくりモデル地区推進部会	モデル地区推進事業に係る事項について協議する。
バリアフリー専門部会	バリアフリー基本構想に係る取組等について協議し、事業の進捗管理を行い、市内のバリアフリー推進を図る。

さいたま市福祉のまちづくり推進指針

- ・平成18年 3月 策定
- ・平成22年 8月 第1回改定
- ・平成27年12月 第2回改定
- ・令和 3年 3月 第3回改定

編集：さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課